

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額 400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

「自由な人びとの連合」とは何か 2

全員当選で初の十議席確保 3

— 富山から県議選の報告 —

八三春闘の総括視点 6

所有と経営の分離とマルクス・エンゲルス 9

— 科学的な社会主義の理論について(七) —

当局のねらいは全通の同盟・J C化 14

— 郵政省の労務管理の歴史と現在 —

「教育労働運動通信」の購読をすすめる 18

編集部だより 5

旬刊 社会通信

NO. 195

一九八三年五月二一日

一九八三年五月二一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

「自由な人びとの連合」とは何か

現実の社会主義にたいする批判がまことに盛んである。「ソ連の脅威」から「国権主義的計画経済」にいたるまで、「生理的意味」での利点を除けば、なにもかもないとばかりだと、評論家たちは社会主義を批判する。

こうしたさまざまな批判は、しかし、その雑多な音色にもかかわらず、至極単純なものであって、要するに、プロレタリアートの独裁は「一党独裁」と同一であり、「一党独裁」の「共産主義政治体制」のもとでは自由がないということに帰着する。

この主張そのものは、「独裁」と「民主主義」とを対置したカウツキーらしいもので事新しいものではけつてない。社会主義社会では、労働者階級は、その政治的前衛である党をつうじて、国家やその他の社会的組織に決定的な影響を及ぼしている。党は、その政治的路線によって、社会の発展方向を定め、調整し、国家と経済の管理運営に勤労者が自発的に参加するに有利な条件をつくり出す。したがって、社会主義の政治体制のなかで労働者階級の党が指導的役割を演じ、特別の地位を占めるのは、法則的ともいべき事柄である。それだからこそ、社会主義に反対するブルジョア的、小ブルジョア的評論家たちは、その攻撃を党に集中するのである。

最近では、この「一党独裁」論は、新たな装いをこらして登場している。最近では、といっても、この種の議論は西欧では七〇年代初めに唱えられたものであって、それが極東の日本にまで辿りつくためにはほぼ一〇年の歳月を要したわけであるが、それはふつう「政治的複数主義」論、もしくは「多元的民主主義」論などと呼ばれている。

それは、「反対」派の存在や「政権交代」の可能性を社会主義に求める主張である。いいかえれば、さまざまな政党間の競合による権力の「分散」こそが、民主主義の唯一の保証であるという意見であり、要するにブルジョア民主主義の制度を社会主義に移植せよという主張である。これらの評論家の意見によれば、「政治的複数主義」の存しないところには民主主義はないというのであって、こうしてプロ独裁が、すなわち社会主義的民主主義が弾劾されるのである。

たしかに、さまざまな政党や政治団体が抗争しあうという意味での「政治的複数主義」は、資本主義に固有な現象である。それは、この社会が搾取者と被搾取者、支配者と被支配者に分裂している社会だからである。階級的敵対性が、「政治的複数主義」を条件づけているのである。

搾取階級とその私有制の廃絶とともに、階級間の敵対行為が消滅している社会主義社会には、「政治的複数主義」が存在するどのような客観的な根拠もない。存在するのは階級間の闘争ではなくて、基本的な利益の一致にもとづく階級間の協力である。むしろこのことは、諸階級のそれぞれの利益を代表する複数政党が社会主義に存在する事実と矛盾するものではない。社会主義の複数政党制が、それを構成する諸政党の同志的な協力と労働者党の指導的役割の承認にもとづいていることは、いうまでもないことである。

これが、言葉の真の意味での「自由な人々の連合」が形成されてゆく形態である。これが「一党独裁」、「国家と党の一体化」などという俗論や「反対派」の存在、「政権交代」の可能性などといった空文句をもつともしない社会主義における民主主義の具体的なあり方である。

全員当選で初の十議席確保

— 富山から県議選の報告 —

県議選の中間総括をしたためて至急送れ——との編集部からの要請であったが、筆者は全県の戦略を見わたせる立場になかったことや、党でも結果にたいする分析をおこなっていない状況なので、結果報告程度に終わることをお含みいただきたい。

一 党にとつての今次県議選の意義

一九八〇年の衆参同時選挙で圧勝した自民党は、それ以降反動攻勢に拍車をかけてきた。とりわけ中曽根内閣の発足以降はそれに加速がつけられている。

この内閣の下で、いまや多くの労働者・勤労国民は、生活苦・労働苦を増大させ、その危険な政治姿勢に不安と危機感をつのらせている。

こうした情勢下でたかかわれる今次県議選は、八三政治決戦の重要な前半戦であり、六月に予定される参院選（衆院選と同時？）の前哨戦としてもきわめて重要なたたかいであることはいうまでもない。

だが、わが党県本部にとっては、今次県議選はそれだけにとどまらない、県党の浮沈を賭けた意味をもっていた。

というのは、自民党現職議員の死去によって施行された昨年末の参院補欠選（一二月三日告示・二六日投票）で、わが党は大敗北を喫していたからである。つまり、前述したような有利な情勢の下で、勝てないまでも従来からの固定票（一五万票前後）を大きく伸ばせるチャンスとして、県本部委員長をおし立ててたかかったにもかかわらず、結果は自民党公認候補に敗北したばかりか、固定票を四万票も減らすことになったのである。

これは、ここ数年の労働運動が「ストなし・「合理化」野放し」の状況のなかで、選挙闘争にハッスルせよと号令をかけてみても大衆共鳴はかちとれないことが主要因（仲裁裁定・人勧完全実施闘争、一時金闘争に釘づけされたと総括されているが）と考えられる。

いづれにせよ、党・県労協ブロックにとつては、この惨敗は大打撃であった。したがって、この敗北感から立ち直るには、二月の富山市長選に圧勝し、引き続き県議選に勝利するほかなかったのである。

二 富山市長選の圧勝と公認候補十名の擁立

改井市長を擁しての県都富山の市長選は、四たび全野党対自民党の激烈な一騎打ちとなった。「人間尊重・市民本位の市政」対「国・県との直結による活力ある市政」との対決であった。

結果は、改井市長が市政史上初の四選を、自民党候補に一万三〇〇〇票余りの大差をもって達成した。参院補選惨敗の危機感を抱く社会党・県労協ブロック、その主軸をなした自治労・地区労・改井後援会などの徹底した大衆的選挙闘争が、三二万市民の大勢の支持をかちとつたのである。

一方で党はこうしたたたかいと併行して、二ヶタの県議候補擁立の努力を重ねていた。十一月段階では九人の決定をみていたが、一二月にそのなかの一人が急死したため、一月

にはその後任者を、そして三月中旬にもう一人を追加し、一人区での無所属出馬一人を加えて、公認十人、推せん一人の布陣をしいたのである。
 現有五議席であったから、マスコミなど大方の読みは「八議席がよいところ」と評されていた。

三 公認十人全員の当選成る

今回の県議選の結果は、六月の衆参同時選挙(?)に大きな影響を与えるだけに、共産党を除く各政党は少数精鋭主義で臨んできた。

立候補者は一六選挙区・四七議席をめざして六五人であったが、うち無投票選挙区が三つとなり、その六議席のすべてを自民党が占めた。そのため、一三選挙区で自民三〇、社会二〇、共産八、民社二、無所属八(革新一、自民系六、非自民系一)の計五九人が四一議席をめぐり、しを削ることとなったのである。

四月一〇日の即日開票の結果は、自民二四(無投票当選者を加えて三〇)、社会十、民社二、共産一、公明一、無所属三(自民系二、非自民系一)となった。これは前回と比較すると、自民四人減、社会四人増、民社一人増、共産一人減、公明変わらずといった結果で、無所属出馬一人を落としたものの、わが党は公認候補の全員当選、議席倍増、初の二ヶヶ確保を達成できた。それも、自民党を追い落としての勝利であり、また富山・高岡の二大都市で保革逆転をもたらしての勝利であった(詳細は別表参照)。

富山県議選開票結果

選挙区	定数	得票数	当落	所属	備考
富山市	12	70.89%			
野島	1	12,150	当	自民	現
江崎	1	11,587	当	自民	現
船場	1	11,583	当	自民	現
岡田	1	11,284	当	自民	現
吉田	1	11,210	当	自民	現
大野	1	11,183	当	自民	現
高木	1	10,745	当	自民	現
平野	1	10,550	当	自民	現
平村	1	9,663	当	自民	現
大島	1	9,345	当	自民	現
中川	1	9,260	当	自民	現
佐野	1	9,257	当	自民	現
朝日	1	8,774	当	自民	現
大島	1	6,324	次	自民	現
高岡市	7	78.32%			
渡辺	1	13,204	当	自民	現
向井	1	12,577	当	自民	現
藤沢	1	12,278	当	自民	現
官本	1	11,987	当	自民	現
中尾	1	11,787	当	自民	現
沢井	1	9,827	当	自民	現
石黒	1	8,243	当	自民	現
黒田	1	7,441	当	自民	現
堀	1	7,393	当	自民	現
福本	1	2,763	次	自民	現
新湊市	2	76.47%			
湊谷	1	8,931	当	自民	現
東保	1	7,897	当	自民	現
京谷	1	6,512	当	自民	現
魚津市	2	69.61%			
西浦	1	12,548	当	自民	現
千田	1	10,814	当	自民	現
岡田	1	1,013	次	自民	現
水見市	3	86.47%			
七尾	1	10,684	当	自民	現
菅沢	1	10,500	当	自民	現
酒井	1	9,590	当	自民	現
野畑	1	9,337	当	自民	現
黒部市	1				
宮腰	1	10,851	当	自民	現
富田	1	9,873	当	自民	現
砺波市	2				
上	1	8,544	当	自民	現
波	1	7,702	当	自民	現
飛田	1	5,749	当	自民	現
水越	1	1,021	次	自民	現
小矢部市	2				
沼田	1	10,389	当	自民	現
笹岡	1	7,638	当	自民	現
砂田	1	1,545	次	自民	現
上新川郡	1				
上	1	10,454	当	自民	現
高尾	1	8,137	次	自民	現
太田	1				
中新川郡	2				
西田	1	11,999	当	自民	現
坂井	1	11,131	当	自民	現
大辻	1	10,833	当	自民	現
下新川郡	3				
鹿熊	1	14,514	当	自民	現
西島	1	8,936	当	自民	現
笹島	1	7,805	当	自民	現
若島	1	2,173	次	自民	現
婦負郡	2				
橋爪	1	10,408	当	自民	現
小倉	1	9,994	当	自民	現
山善	1	4,883	当	自民	現
射水郡	2				
炭谷	1	10,785	当	自民	現
外治	1	8,211	当	自民	現
森田	1	1,990	次	自民	現
辰口	1				

四 勝利の要因

公認候補全員の完勝を果たした要因はなんであったか。これはもつと各陣営の分析を深め、つき合せて見る必要があるが、現時点ではつぎの点をあげることができる。

思う。

第一は、昨年末の参院補欠選挙の惨敗に示される党・県労協ブロックの地盤沈下、とりわけ労働組合の政治闘争・選挙闘争の弱体化に、党員、熱心な支持者・労組幹部が危機感を抱き、この県議選の意義を大衆に訴え、これを大衆闘争でたたかう構えがつくられてきたことであろう。

第二に、とくに党員・社青同員・良心的労組幹部にあっては、参院補選について県議選でもうまくいかなければ、現在でさえ衆院一区の三議席が自民党に独占されている下で、つぎの解散・総選挙では一区も二区も苦戦を強いられるという危機感・悲愴感があり、選挙戦にたいするかつてない積極性が発揮されたことであろう。

第三に、全県闘争でたたかった二月の富山市長選で、改井市長の市政史上初の四選をかちとったことが、県議選へはすみをつけたし、またこの富山県、革新の守護神⁴的存在であった改井市長が告示直後の三月三十一日に急逝し、党各陣営は呆然自失の観があったが、県議選後半には各陣営とも「悲しみを乗り越えてこの選挙に勝利することこそ改井市長に報いる道」と、「甲い合戦」の構えをとり、まなじりをけっした体制を構築したことであろう。

第四に、以上のような「危機感」「悲愴感」「甲い合戦」という意識にもとづく大衆闘争の展開が、労働者・勤労県民のなかに漠然と拡がっている中曽根内閣への不安や不満、そして自民党でなければ人だなしのごとき現在の県政・県議会のあり方への批判をわが党へ一定程度吸収することができたことであろう。

おわりに

勝ったからといって美酒に酔いしれているわけにはいかない。自民党は逆に参院選、衆院選にむけて危機感を強めている。

まずは、いまたたかわれている市町村議選を完勝することである。そしてただちに全党的に総括をキッチリやり、カブトの緒を締めなおすことである。完勝したとはいっても、二・三の陣営では、労働者大衆の政治意識を高める方向ではなく、自民・民社なみの企業ぐるみ選挙まがいのたたかいかもある。党としてこれをどのように克服するか議論も大切である。

再び衆参同時選挙が噂されている。県本部はまだ参院選挙区候補を決定していない。衆院選もかつてない激戦が想定されている。富山市長選・県議選に発揮された力をどう衆参選挙に継承・拡大するかが問われている。

◇ 編集部だより ◇

▽統一地方選挙は社会党全体としては微減Ⅱ現状維持にとどまりました。しかし、「道」の路線の実践に向け努力する仲間が大きく影響力を拡げています。ぜひ、活動報告を寄せてください。

▽「通信」が二〇〇号に近づいています。編集子の喜びです。二〇〇号を記念して単行本「反合理化闘争の理論と実践」(岩井章・灰原茂雄編著・仮題)を発行します。ご期待ください。

八三春闘の総括視点

“抵抗”がなくなった

春闘が“危機”に傾いている。独占の意志が貫徹されたからではない。“抵抗”“大衆行動”が極端に弱まり、幹部だけの「取り引き」で終わったことである。

春闘はこれまでわが国労働運動の唯一、大衆闘争であった。春闘から生き生きとした“大衆闘争”“大衆行動”がなくなることは、日本労働運動の死を意味する。独占が春闘圧殺に死力をつくし、同盟・JICが右翼的労働再編に総力をあげ、全民労働を春闘の主座にすえようとする背景である。

深い“危機”の根

八三春闘はたたかわずして負けた。組合員の出勤を指導部はいっさい要請しなかった。組合員は“何が何だかわからない”と、不信、不安、とまどいを隠していない。労働運動の力は職場にある。組合員のエネルギーにある。組合員を労働運動から放り投げ、どうして労働組合の再生がはかれようか。春闘で勝利できようか。“危機”の根は深い。

八三春闘の推移は、この必然的帰結だったのである。八三春闘を前にした敵、独占・政府自民党の構えは異常であった。かつて、日経連の桜田会長は、「職場に安定帯があって、裁判所、警察、官僚機構がしっかりしておれば少々の政治危機は乗り切れる」と、独占の総路線を披露した。彼らは、その“仕上げ”を八三春闘に求めたのである。

独占の総路線は、「臨調・行革」「軍事大国化」の推進である。行革は、そのための「ほうき」の役割を与えられている。反動の首魁岸信介が、「行革をやるのなら、まさにクーデターのつもりでやるしかない。いままで日本には、明治維新とマッカーサーの二つがクーデターのようなものであったが、行革というのは平時にやるならそれしかない」と中曽根を上げまし、中曽根が「行革で大そうじをして、お座敷をきれいにして、そして立派な憲法を安置する。これがわれわれのコース」と応えるゆえんである。

敵は“異常な構え”で攻撃

春闘を前にしての異常さは二つあった。第一は「暗愚の宰相」が電光石火、人勧「凍結」の挙に出たこと、第二は鈴木跡をついだ中曽根が「不沈空母」「日米運命共同体」をロン（レーガンのこと）と語り、「憲法改正の長期的プログラムが自分にはある」と大見えをきったことである。このようにして、「行革」が春闘、地方選挙の焦点にすえられた。独占は「ベア・ゼロ」宣言で呼応した。そのねらいは、「ダラ幹」に独占への憐みを乞わせ、「賃金よりも雇用」の考え方を植えつけることにあった。思惑は当たり、宮田JIC議長は彼らに拝跪した。その模様を「読売」（二・一五）はこう伝えた。

「宮田氏が涙を見せたのは、一月二十四日、静岡県伊東市で開かれたJICの春闘討論集会の壇上だった。／日経連の『ベアは定昇二％だけ』という実質ベア・ゼロ論に、『定昇は制度なので、論議の余地なし』と反論。『消費者物価上昇分の三％は、われわれの生活を守る上で、どうしても取らなければならぬ防衛線。組合幹部の皆さん、どうか、団交で追及してほしい。物価上昇分すら会社が認めないというのなら、その理由

は何かを」と強調した。

「気持が激したのか、急に涙声になり、『それ(物価上昇分)さえ出せないというなら、会社は、生産労働者を、何と思っているのだろうか。いまこそ、理屈を超えた人間の愛情が必要な時ではないかッ』」

この宮田がリードする全労協に総評指導は拝跪した。こうして、独占にとって恐いものはなくなった。

職場支配がネライ

しかし、独占の攻撃は執拗だった。幹部諸氏はともかく、独占は職場「支配」にはまだ自信がない。不況を口実に、「賃金よりも雇用」の大宣伝が、第二次生産性向上(合理化)運動とともに進められた。ここでも先鞭をつけたのは鉄鋼だった。次つぎと高炉の火が消され、時代遅れの設備が廃棄され、役員・管理職の報酬カットに手をつけた。新日鉄↓鋼管↓川鉄↓神戸製鋼↓住金と拡大。さらに、化学、繊維、商社、三菱重工がこの手法を採用。全産業に広がった。そのねらいを新日鉄の武田社長は、「人件費の節減よりも、精神運動の性格が強い」といってはばからない。

敵に拝跪した指導部

それになりたいし、労働者階級の総司令部はなす術を知らぬ有様となった。総評は「民間準拠、格差なし」のささやかな要求にしがみつき、JICは七%↓六%↓五%と、ただでさえ安い要求をさらに値切って慈悲を請うた(くわしくは、第一九三号「独占の意志が貫徹した民間『回答』」、第一九四号「公労協への回答とわれわれの任務」参照)。

JIC回答が、「労使関係配慮」を一挙に吹きとばす超低額となり、好況業種と不況業種に格差がつけられ、一発回答が大勢になり、ベアと定昇が逆転するといったように、惨胆(さんたん)たる春闘になったのはこのゆえだった。

ベアと定昇が逆転

独占がことの他重視するのは「ベアと定昇」が逆転した意義である。日本生産性本部の機関紙「生産性新聞」(四・二三)はこう述べる。

「鉄鋼回答の最大の特徴は、定昇とベアの構成比が逆転したことである。過去の鉄鋼回答をたどっていくと、両者の構成比の転機となっているのは昭和四二年である。この年からベアが七〇、定昇が三〇の比率となり、以降ベアは八〇、時に九〇となっている。第一次オイルショック後もこの傾向は続いた。昭和五十三年から三年間、七〇を割ってはいないが、これらはむしろ、例外である。経済の高度成長が、賃金にはつきり反映されだしたのは昭和四十二年である。……定昇とベアの構成比だけでいえば、賃上げは五十年以降も高度成長パターンを続けてきたのである。／ことしの鉄鋼回答は、定昇三千六百円、ベア三千二百円である。五三対四七の構成比となった。鉄鋼の賃金交渉での経過からみて、構成比の逆転は単なる構造不況への対応だけではない。経営側は、ここに賃金戦略の転換の意図を表現しているとみてよい。ゼロサム時代の賃金の在り方を鉄鋼経営者は、定昇が主体で、ベアは従またはプラス・アルファと考え、それを実践したのである」(ゴチック引用者)。

つまり、「ベアと定昇の逆転」は、鉄鋼回答に独占の意志、生産性基準原理がそのまま

貫徹されたことが最大の特徴となり、全民労協結成とともに、労働運動は「新たな段階」に入ったとすることができるのである。

消えた総評の伝統

これをさらに強く印象づけるのが、春闘共闘、つまり総評の路線転換である。先にも述べたが、生産性基準原理にひざまづきはじめた（この点については第一九一、一九〇、一八九、一八八、一八七号に連載した「賃上げで内需拡大論の虚構」を参照）総評が「民間準拠、格差なし」の二つのささやかな要求に終始し、戦術も一変したことであった。第一にストなし、事後対処方式が採用され、第二に交運共闘は分解し、第三に公労協の分断・分裂が放置、拡大したことであった。とりわけ、(1)私鉄の全民労協参加、(2)動労の右転換、(3)全電通が「赤・黒」論是認の先頭を走ったことが決定的な役割を果たし、総評をさらに右に寄せた。

政府・独占はこの春闘共闘に、かつて鉄鋼にそうであったように、ちょっとばかり「配慮」をみせた。「二・八%一律回答」である。新聞はベア二・八%と伝える。ベアはわずかに〇・五%にすぎぬ。実質「ベアゼロ」である。格差もある。

第一。回答日が「黒字」公企体二二日、「赤字」公企体が二五日と、変則的な二段階方式となった。第二。国鉄、林野に具体的な再建計画、「合理化」計画を求めている。第三。格差は年度末手当ですでにつけられ、今後手当で調整といっている。「格差なし、一律」は、こうして表面だけのことにはすぎない。生産性基準原理への誘導、そして組合の丸抱えが、彼らのねらいなのである。

大衆闘争を起こせ

労働組合、そして総評強化をどうはかり、社会党強化にどう結合するか、われわれの課題はここにある。

独占、政府自民党は労働者の数を恐れる。数が「反資本主義」のイデオロギーに結びつくことに恐怖する。福岡、北海道の知事選に経団連の稲山氏が「その結果が必ずしも自由主義体制への批判とは考えない」とコメントしたことが、その典型的なあらわれである。

わが国労働運動、社会主義運動の特徴は、労働組合の組織形態が企業別であること、総評労働者の気分が社会党にすぐ反映することである。いま労働組合は幹部諸氏の不勉強から生産性基準原理への屈服、企業意識の醸成とともに指導の混乱が生まれ、「抵抗」を罪悪視する傾向が強まっている。これでは敗北に敗北をつづける意外にない。労働組合がなくなってしまうからである。

われわれの課題は、幹部諸氏の動揺、不安を克服し、労働組合を労働組合らしくすることである。労働組合の活動に組合員を「参加」させることである。このとりくみは、「活動の記録と報告」にもあるように、まだ表面にあらわれではないが、底流で大きな拡がりを見せている。

国労の仲間は「入浴闘争」で意識を伸長させ、京成の仲間は活動家一人ひとりが「八三春闘の目的」を明らかにし、たたかいたりくんでいる。こうしたたたかいたたかいた（次号以下で報告）から学び、適用し、大衆運動を起こすことが、今日のわれわれの最大の課題なのである。

所有と経営の分離とマルクス・エンゲルス

— 科学的な社会主義の理論について(七) —

国有化は不要になった?

資本主義が高度に発達した国で社会主義を実現するには、主要産業の国有化や公有化は必要ない、という主張が、一見もっともらしい理由づけでなされている。

現代資本主義においては、マルクス、エンゲルスやレーニンの時代とちがいで、資本の所有と経営とが分離しており、また一人が所有する株式資本の比率はごく小さく、株式所有の民主化が進んで、いわゆる資本家というべき人がいなくなっており、所有権の意味は失なわれている。しかも今日の日本の国有企業でも、労働者は少しも解放されていない。

それにまた主要な企業を、政府や自治体がいけるには、数兆円を要し、およそ不可能である。

したがって問題は所有の変革よりも、経営・管理であり、労働者は今から積極的に経営参加をすすめて、経営と管理する能力をつちかい、それを拡大していくことによってこそ、経済の民主化と社会化が実現し、労働力の商品化と搾取が廃絶できて、社会主義へ到達できる。これが長い道程としての移行期である、といった「理論」である。

こうした「理論」も、出発点からどんなに誤っているかをみてみよう。

所有と経営の分離と『資本論』

資本における所有と経営の分離は、最近になって起こった新しい事態ではない。マルクスが『資本論』のなかでたとえば「機能資本家は、ここでは資本の非所有者として想定されている。資本の所有は、彼にたいして、貸し手である貨幣資本家によって代表されている」(岩波文庫版(7) 六六頁)と書いているように、この時代からあったことである。

『資本論』第三巻、第七章「資本主義的生産における信用の役割」のⅢは「株式会社

の形成」であり、そこでは次のように述べられている。
 「現実機能する資本家の、単なる一経営者への、他人の資本の管理者への転化、および、資本所有者の、単なる所有者への、単なる貨幣資本家への転化。彼らの受ける配当が、利子と企業者利得とを、すなわち総利潤を包括するばあいでも(なぜならば、経営者の俸給は、他のすべての労働と同じく、その価格を労働市場で調節される一種の熟練労働の単なる労働賃金であるから、または、そうであるべきであるから)、この総利潤は、もはや利子の形態でのみ、すなわち資本所有の単なる報償としてのみ受取られるのであって、この資本所有が、いまや現実の再生産過程における機能から分離されることは、この機能が経営者という人格において、資本所有から分離されると全く同様である。かくして、利潤は(もはや単にその一部分のみではなく、すなわち、借り手の利潤からその正当化を引出す利子のみではなく)、生産手段の資本への転化から、すなわち現実の生産者にたいする生産手段の疎外から、経営者から最後の日雇人に至るまで現実に生産において活動する一切の個人にたいする他人の所有としての生産手段の対立から、生ずる、他人の剰余労働の単なる取得として、表示される。株式会社においては、機能が資本所有から分離されたがって、労働も生産手段および剰余労働の所有から全く分離されている。資本主義的

生産の最高の発展の、かような結果こそは、資本が生産者の所有に、しかしもはや個別的生産者の私有としてではなく、結合された生産者である彼らの所有として、直接の社会有として、再転化される途上の必然的な通過点である。また他面では、従来はなお資本所有と結合されていた再生産過程における一切の機能が、結合生産者の単なる諸機能に、社会的諸機能に、転化される途上の通過点である」(同上(7) 一七五―一七六頁)。

この数行あとには、編者エンゲルスの次のような記述がはいっている。

「以上のことをマルクスが書いてから、周知のように、株式会社の上乗、三乗の力を示す新たな産業経営形態が発展した。今日すべての大工業の領域において生産が増されうる速さの日に日に増大するのにたいして、その増加した生産物のための市場の拡張がますます緩慢になることが対立する。前者が数カ月で作り出すものを、後者は数年かかってやっと吸収しうる。さらに保護関税政策が加わって、これにより各産業国は、他の諸国、ことにイギリスにたいして門を閉じて、国内の生産能力をさらに一層人為的に高める。結果は、一般的慢性的過剰生産、圧迫された価格、低下する、そして全くなくなりさえもする利潤、である。要するに、久しく讃えられた競争の自由は、如何ともする術を失って、その公然の醜態な破産をみずから告げねばならない。しかも、各国において一定部門の大産業家たちが、生産調節のためのカルテルを結成する、ということによって。一つの委員会が、各経営によって生産されるべき量を確定し、また結局において、到来する注文を分配する。さらに、若干のばあいには、時に国際カルテルにさえなった、たとえば、イギリスの鉄生産とドイツのそれとのあいだにおける如き。しかし、生産社会化のこの形態もまだ充分ではなかった。個々の事業商社の利害対立は、あまりにもしばしばこの形態を破って、再び競争を現出させた。かくして、生産規模がこれを許した個々の部門においては、この事業部門の総生産を、統一的指揮をもつ一大株式会社に集中するまでに至った。アメリカでは、これはすでにしばしば実行された。ヨーロッパでは、今日までの最大の実例は、ユニイテッド・アルカリ・トラストで、これはイギリスの全アルカリ生産を、ただ一つの事業公社の手中に収めた。個々の――三〇以上の――工場の元の所有者は、彼らの総投資について、評定価格を株式で受取ったが、その総額は約五〇〇万ポンドで、これがトラストの固定資本を表わす。技術上の指揮は、従来の手に残されているが、営業上の指揮は、重役会の手に集中されている。約一〇〇万ポンドの額の流動資本 (Floating capital) が公衆から募集された。したがって、総資本は六〇〇万ポンドとなる。かくして、全化学工業の基礎をなすこの部門において、イギリスでは競争が独占によって代われ、そして全社会による、国民による、将来の収奪のために、もつとも喜ばしく準備がなされてあるのである。―― F・E」(同上、一七六―一七八頁)。

つづいてマルクスは次のように述べている。

「これは、資本主義的生産様式そのものの内部における資本主義的生産様式の止揚であり、したがって自己自身を止揚する矛盾であって、それは明らかに一つの新たな生産形態への単なる過渡点として表示される。かかる矛盾として、次にそれは現象においても表示される。それは若干の部面では独占を作り出し、したがって、国家の干渉を誘発する。それは、一つの新たな金融貴族を、発起人、創立人、単に名目的な重役の態容における新たな種類の寄生虫を、会社創立、株式発行、株式取引にかなする山師と詐欺との全制度を、再生産する。それは私的所有の統制を欠く私的生産である」(同上 一七八頁、傍点はいずれも引用者)。

もっとも喜ばしく準備がなされてある！

株式会社の成立のなかに、生まれるべき独占の必然を予測したマルクスの晩年の記述と、親友の死後、現に生まれ有力となり始めた独占を的確に認識したエンゲルスの晩年の描出とを、われわれは感嘆せずには読むことはできない。

ここで明らかのように、この二人の巨人の頭脳においては資本の所有と経営との分離によって、所有の変革が不要になり、経営と管理の改善こそが問題の解決になる、などとはみじんも考えられていない。

「資本主義的生産の最高の発展のかような結果こそは、資本が生産者の所有に、しかしもはや個別的生産者の私有としてではなく、結合された生産者である彼らの所有として、直接の社会有として、再転化される途上の必然的な「通過点」であり「明らかに一つの新たな生産形態への単なる過渡点として表示される」ものであり、「競争が独占によって代わられ、そして全社会による、国民による、将来の収奪のために、もっとも喜ばしく準備がなされてある」というのである。

『反デューリング論』と『空想より科学へ』

このことは、エンゲルスによって、『反デューリング論』（一八七八年）の第三篇にも明確にされているが、それをとり出して一冊にした『空想より科学へ—社会主義の発展—』の第四版（一八九一年）には、その間に誕生して有力となったトラストにかんする記述が先の引用部分と同様に書き加えられ、さらに次のように述べられている。

「このトラストなるものは、自由競争を独占に変ずるものであって、これにより、資本主義社会の無計画的生産は来るべき社会主義社会の計画的生産に降伏するのである。はじめはむろん資本家の利益のためのものであることはいうまでもない。しかしこゝまで来ると、搾取はあまりにも明瞭なので、それは、どうしても崩壊しなくてはならない。というのは、如何なる国民といえども、トラストの管理による生産を、即ち、一小群の利札切によるあまりにも露骨な全体の搾取を、許さないようになるであろうからである。

いづれにせよ、トラストが有っても無くても、社会主義社会の公の代表者たる国家は、結局、生産の管理を引受けなければならないことになる。そしてかかる国有化の必要は、先ず第一に、郵便、電信、鉄道などの大規模な交通通信機関に現われる。

もし恐慌なるものが、近代生産力をこれ以上管理する力がブルジョアジーにないということを示すものであるならば、生産と交通の大機関の株式会社、トラストないしは国有への転化は、ブルジョアジーがこれ等の目的のために、無用であることを示すものといつてよい。資本家のすべての社会的機能は、今や月給取によって行われている。資本家は、配当を取り、利札を切り、異った資本家相互にその資本を奪い合う場たる取引所で投機をやる以外には、何等の社会的な仕事はしないのである。資本主義的生産方法は、はじめは、労働者を駆逐したが、今や資本家を駆逐し、彼等を、労働者と全く同じ、過剰人口の中に加えるのである。ただ今のところはまだ彼等を産業予備軍に加えないだけである。

とはいうものの、株式会社やトラストと変つても、あるいは国有が実行されても生産力の資本的性質が、それでなくなるわけではない。株式会社やトラストの場合はこのことは明白である。そして近代国家もまた労働者並びに個々の資本家の攻撃に対して、資本主義生産方法の一般的外部条件をブルジョア社会が維持するために存するところの一つの組織

以外のものではないのである。近代国家は、その形態の如何にかかわらず、主たる点で資本主義の機関である、それは資本家の、観念的には全資本家の、国家である。国家が生産力の所有をその手に収めれば収める程、それはますます実際上の全資本家となり、ますます国民を搾取するようになる。労働者はいつまで経っても賃金労働者、プロレタリアである。資本関係は止揚されず、むしろ頂点にまで駆り立てられる。だが、頂点に達するや、それは転覆する。生産力の国有は矛盾の解決ではないが、その内には、この解決の形式的手段、即ちそのハンドルがかくされている。

これを解決するものは、近代生産力の社会的性質を承認すること、それによって生産方法、領有方法及び交換方法を生産手段の社会的性質と調和させることだけである。そしてこのことは、社会が、それ以外の他の何物の手にもおえない程に成長している生産力を、公然かつ直接に所有する以外にはできない。」（『空想より科学へ』岩波文庫版六〇―六二頁、傍点は引用者）。

「資本主義的生産方法は人口の大多数をますますプロレタリアに転化するのであるが、たまたま、それは、何とかして自分の破滅を免れんがために、どうしてもこの変革を成就しなくてはならぬところの力をも、作り出すのである。それは、すでに社会化されている大生産手段を順順に国有化するのであるが、たまたま、それはこの変革完成の道を示唆するものである。即ち、プロレタリアートが国家権力を掌握するのである。そして生産手段を先ず国有にするのである。（中略）」

社会全体の本当の代表者となった国家の最初の行為——社会の名において生産手段を没収すること——は、同時に国家が国家として行う最後の独立行為である。国家権力による社会関係への干渉は、一領域から他の領域へと順々に無用の長物となり、遂には眠りにつく。人間に対する支配なるものがやんでその代りに物の管理と生産過程の経営が現れる。国家は「廃止」されるのではなくて、死滅するのである」（同上、六四―六五頁、傍点はエンゲルス、ゴシックは引用者）。

疑問の余地なく確立されている理論

ここでは多くのことが疑問の余地なく明らかにされている。

発達した株式会社やトラスト等の独占資本の成立・支配は、経済の民主化や搾取の廃絶や資本家の消失を少しも意味しない。逆である。「ここまで来ると、搾取はあまりにも明瞭」であり、資本家は「一小群の利札切」になり、搾取は「あまりにも露骨」になっているし、この資本家は収奪されなかり、また新たな勤労者への「産業予備軍」になってはおらず、まったくの「無用」の長物と化して存続しているのである。

今日の国家は「全資本家の国家である」からには、国有企業といっても事実上の全資本家の共有企業であり、「生産力の資本的性質が、それでなくなるわけではなく、その「労働者はいつまでたっても賃金労働者、プロレタリア」であり、「資本関係は止揚されず、むしろ頂点にまで駆り立てられる」のであって、したがって資本主義のままでは、国有企業だからといって労働者が少しも解放されていないのは当然である。

これを解決するには、「社会が、それ以外の他の何物の手にもおえない程に成長している生産力を、公然かつ直接に所有する以外にはできない」のである。つまり「プロレタリアートが国家権力を掌握するのである。そして生産手段を先づ国有にするのである」。

「社会化」は社会主義の指標でも方法でもない

このことを理解できないで、あるいは小ブルジョア的に恐れて、「生産者の直接の社会有」、「全社会による、国民による、収奪」、「プロレタリア国家による国有」という明確な規定を逃げ、「社会化」などと規定するのは、大きな誤りである。先の『資本論』の引用にも「生産社会化」とあり、この引用にも「社会化」とあるように、「社会化」とは、「社会有」や「国有」とは全く別の概念である。株式会社成立も社会化であり、カルテルやトラストも社会化である。資本の集積と集中は生産手段の社会化そのものであり、資本主義みずからが、社会化を必ずおし進める。搾取と収奪の進行による独占資本のいっそうの巨大化は、社会化の発展である。したがって社会化は、社会主義実現の指標にも方法にも決してなりえない。「社会化・計画化」といつても同じである。社会化された巨大な独占資本のもと、企業内の計画化はコンピューターまで活用されて、とうに詳細に実行されている。これ自体をどんなに発展させても、社会主義はPPMも実現されない。必要なのは、すでに社会化されている「近代生産力の社会的性質を承認すること、それによって生産方法、領有方法及び交換方法を生産手段の社会的性質と調和させることだけである。そしてこのことは、社会が……生産力を、公然且つ直接に所有する以外にはできない」のである。それはエンゲルスが示しているように、労働者階級が「国家権力を掌握する」ことによって、「生産手段を先づ国有にする」ことの意味である。「社会全体の本当の代表者となった国家」が「社会の名において生産手段を没収すること」だからである。

中心は社会全体の所有＝国有

現在の資本家による国家による国有企業が、私的独占企業と同様に問題の解決になっていないからといって、将来の根本的に変わった勤労国民の国家による国有を否定するのは、解決を永遠に不可能にすることである。主要な生産手段の国有化にかえて、自治体の公有化や協同組合的公有化を中心にするとはできない。

比較的小規模で、またこの自治体にもあるような部門の生産手段については、公有化が適当なものも無論あるであろう。しかし基幹産業は原則として国有とするほかはない。たとえば、三菱重工を分割して、長崎や広島や兵庫や愛知や神奈川等の、三菱化成や住友化学は黒崎や水島や新居浜や大阪や姉ヶ崎の、新日鉄や川鉄は福岡や岡山や千葉の、トヨタや日産は愛知や神奈川といったように、各自治体の公有にしてしまうわけにはいかないし、まして全国各地に無数につくられている日立や東芝や松下等の部品と組立ての工場を分割して公有にするわけにはいかないであろう。これほど社会化されている大生産手段をそこに働く労働者だけの協同組合的所有にすることも不合理であろう。

これらは、エンゲルスの述べているように、社会全体の所有、つまり国有にするほかはないであろう。

こうして、社会の発展法則を発見し、科学的社会主義の理論を確立した二人の天才によると、資本の所有と経営の分離および独占の成立は、所有権の意味を失わせ所有の変質を不要にしているどころか、社会化された生産力と所有関係との矛盾が頂点にまで駆り立てられており、所有の重大な意味がそれだけ大きくなって誰の目にも見えやすく、解決の方法が誰の目にも分かりやすくなっており、独占資本は「全社会による、国民による、将来の収奪のために、もっとも喜ばしく準備がなされてある」というのである。(つづく)

当局のねらいは全通の同盟・J C化

— 郵政省の労務管理の歴史と現在 —

「一〇・二八」確認を契機に、全通は大きく右に転換した。現象的には、突然のようにみえる。しかし、当局の労務政策が背後にある。当局は今、小集団をもちこみ、全通の丸がかえに死力をつくしている。これは、全通だけの問題だけでなく、今後の公労協、公務員組合が直面する問題でもある。全通の仲間から労務管理政策を中心に報告してもらった。

(編集部)

企一・二号を全面否定

今、全通では企一・二号に代わる「職場闘争方針案」として企一〇一号が出されています。職場闘争をたんなる戦術行使に歪曲して、日常の「職場活動」だけはやりなさいとなっています。これまでの全通の職場闘争、反「合理化」闘争路線を全面的に否定する内容です。

他方、当局は小集団管理を精力的に進めており、全通本部の指導の動揺と相まって、職場には不安と不満がうっ積しはじめています。ですから、われわれとして小集団管理をはねかえしうる現状に見合った正しい反合・職場闘争方針を確立してたたかうことが今日の最大の課題となっています。以下、簡単に今日にいたる郵政省の労務管理の流れとその特徴について述べてみたいと思います。

小集団管理に移行

現在、全通では反マル生闘争後の「一〇・二八確認」で職場闘争がほとんど抑えつけられるかたちになっています。これは突然起こったことではありません。当局は六十年代後半からこのような「安定した労使関係」を準備しており、今、仕上げの段階にきていると考えられるからです。まず郵政省の労務政策の基本的な考え方について時代を追って申し上げます。

一九六〇年四月、「労務管理の手引」が出されました。「職場闘争対策について」と副題がつけられています。省が組合対策を体系的にまとめあげた最初のものです。それ以前はほとんどなかったと言っています。

一九五八～五九年、三池・安保の前年、全通は国労からバトンタッチされたかたちで団交再開闘争を展開、これに勝利しました。この直後、郵政が「手引」をつくり、管理者教育をはじめたというのが背景です。

「手引」はキチッとしたものではありませんでした。「職場闘争は地区本部役員、あるいは急進分子によって引き起こされるものには徹底的に対処しよう。しかし、日常的に自然発生的に起こる不満、支部執行部が指導する職場闘争については日頃から組合員と意志疎通を深め対処すべし」といった内容にもそれは表われています。

六〇年末、全通は非常勤本務化闘争に勝利します。他方、電通反合闘争も激しさを増してゆきました。この時、郵政政務次官として乗り込んだのが自民党労働問題調査会の

森山欽二です。そして六一年七月だされたのが『新しい管理者』です。「全通は暴力集団。反動といわれて一人前の管理者」というのがその思想です。これが六〇年代をつうじた郵政の労務政策の基本となりました。

六八年七月、『新しい労務管理のために』と題したテキストが出されました。「労使協議制」がいわれたことが新たな特徴です。それまでは「全通は相手にせず、対決」ということでしたから。郵政流には「労使相對論」と言われました。労働組合と郵政省はパートナーという理論です。この考え方が七十年代を一貫して流れることになりました。

七一年六月、労務政策変更闘争のあとになりますが、団交ルールの整理、不当労働行為をしないとかの労資確認を受け、『新しい労務管理のために』の「改訂版」が出されました。省の基本政策は変えられていないことはいまでもありません。

七九年の一〇・二八確認も、大筋はこの延長にあるのですが、ただ「一〇・二八」の前と以降で違うのは全通の対応です。「事業に対する共通の認識」の下に相對論（パートナーシップ）を受け入れてしまったのです。そして注目すべきは、この組合側の変化と同時に、職場では小集団管理の全面展開が始まったことです。

八〇年六月に『経営管理』という本が出ています。これは管理者のためのテキストですが、現在の郵政省の考え方がひじょうにはっきり出ていることが特徴です。職場開発、組織開発、つまり小集団管理を理論的に整理したもので、これにもとづき管理者教育がおこなわれています。

もちろん実際には全国いっせいにテキスト通りになっていません。時間的にも地域的にもかなりアンバランスがあるのが実情です。

「構造的マル生」が手法

次に全通への組織・思想攻撃の手法について申し上げます。

六〇年代後半、『新しい管理者』以降の労務管理はいわゆる「トラック部隊」（監視班）に象徴される権利、慣行剥奪攻撃です。「トラック部隊」というのは、ひとつはトラック一杯くらい管理者が局に押し寄せ、組合弾圧をやるというところから名付けられたと私は聞きました。『全通東北と職場闘争』（労働ハンドブック）ではジャリトラが縦断するように職場を荒らしていくからという意味で名付けたと説明してあります。ようするに、郵政局の管理者や監察局から数十人が拠点職場に入り、団交拒否、監視労働で徹底的な組合活動弾圧、権利・慣行の剥奪をやったわけです。じつに荒っぽいやり方です。もっとも「トラック部隊」を送り込み、組合弾圧をやってもせいぜいで二、三ヶ月くらいですから、拠点職場ではトラックがいなくなればまた権利や慣行をとりもどすといったところも多かったです。

ところで郵政で第二組合がつくられたのは六二年、大阪中郵においてです。それまでも特定局には全通から分裂した「全特定」という組織があったのですが、これら組合が合体して今日の全郵政がつくられたのは六五年です。その頃から組織分裂攻撃が強められています。やり方はまず職制の組織化からです。主事、主任会がつくられ分裂の引き金となります。団交拒否、組合活動の弾圧と差別で全通を徹底的にたたいて、不当労働行為をもの

ともせず、おどし、すかして全通を脱退させ、二組に加入させていきました。後でも報告しますが、郵政省の管理者には「転び屋」というのがいるんです。身体がふれもしないのに転んで刑事事件をデッチ上げ弾圧するといふものです。こうして六〇年代後半から七一二年頃まで、賃金カットなどの行政処分、刑事強圧が徹底しておこなわれ、組合員が激減していきます。六六年二四万六千であったのが七二年には一九万六千です。なお、今日では郵政部門だけでは約一七万二千です。

七〇年代に入って、宝樹執行部の総辞職、そして国労の反マル生闘争の高揚などが全通の運動に大きな影響を与えます。そして、最初に述べた労務管理の変遷とも関係しますが、直接的な不当労働行為などの弾圧による全通破壊はやや影をひそめてきました。巧妙で摘発しにくい組織攻撃へと移っていくわけです。いわゆる「構造的マル生」といわれるものです。手法には人事権を使った差別、転勤、宿舍での差別、新採者をほとんど第二組合へ入れてしまう等がありました。こうした不満が七八年の反マル生闘争の底流となっていたわけです。

団交権の推移と現状

国労は今、「現協」を拒否されていますが全通の場合、「トラック部隊」当時の六二年以降、三六と二四以外の団交はすべて否定されています。もっとも三六と二四には応ぜざるを得ないわけですから、強い職場ではこの場などを利用して、団交にちかい形をもったところもありました。とは言っても文書での記名、押印はいっさい拒否されたの言うまでもありません。

そして多くの職場は当局と仕事、労働条件の問題で話しもできない状況ですから上部では「これでは要求解決という労働組合本来の機能が果たせない。なんとかしよう」と、団交もできないのに「団交重視」という動揺も生まれました。このなかで六人委員会、安全衛生委員会——これは法律で決められています——、苦情処理委員会といった限られた問題を処理するルールが設けられることになりましたが、もちろん団交とはほど遠いものです。そこで、とにかく当局とテーブルに着く場が必要と、大激論の末、決まったのが折衝ルールです（七三年四月実施）。これは団交ではなく、当局から仕事、労働条件の問題を説明させるとのルールです。

七六年六月、「職場の労働条件については当然職場に団交権がある」とする都城判決（六・三判決）が出されました。これを受けて折衝ルールでは不十分、ちゃんとした団交権をとろうと、七六年一二月に折衝ルールを破棄してたたかったのですが、若干団交項目を増やししたものの基本的性格は変わらない暫定ルールをまた結んでしまします（七八年三月実施）。これも反マル生闘争で破棄されますが、「一〇・二八」によって、暫定ルールとはほとんど同じ機能をもつ新団交ルールを確認し今日にいたっています。

新団交ルールについて若干説明します。中央本部と全国に十一ある地方本部には団交権はもちろんあります。問題は職場での団交権です。

全通の場合、普通、一つないし複数の郵便局で支部をつくっています。したがって、この支部に実質的な団交権があるか否かが問題となるわけです。支部団交事項には(1)三六協定、(2)二四協定、(3)支部団交手続、(4)服務表の作成変更、(5)宿直勤務の実施方法、(6)内務手当の六項目がありますが、実質前三者しかありません。後者三つについては対立すれば

当局が「対立した」と整理して一方的に実施できるというものです。

あと準交渉、単局折衝とかがありますが、いわば当局側が説明して意見交換する場にすぎません。準交渉、単局折衝で組合の方から要求を出すことはできませんが、対立すればそれで終わりとなってしまふからです。大雑把すぎるかもしれませんがこれが新団交ルールです。

「郵政事業の危機」を全面に

つぎに組織攻撃の特徴を思いつくまにあげてみます。

第一は、地域差、時間差攻撃です。全通だけの特徴ではないと思います。前に申し上げた「トラック部隊」も全職場にいっせいに入ったわけじゃありません。主な拠点に投入されましたし、導入されなかったところも多くあります。慣行剥奪についても同様です。「おれのところは違ふよ」という職場が全国にザラにあります。

郵政局単位で労務管理のやり方も違います。組織分裂でも同様です。六五年くらいから九州、近畿、その後東北・信越・北陸などへ、東京が一番激しくやられたのは七〇〜七一年頃です。第二組合がどんどんつくられました。

目標管理は六七年、北海道に導入されています。東北は六八年、東京は七〇年です。小集団管理についても(当局の)出方、時期はかなり違います。これが、全通内統一闘争を困難にしている背景です。

第二は先ほど申し上げました支部団交の拒否です。第三は行政処分、刑事弾圧をためらわなくやってくることです。組合員を平気で官憲に売りました。七〇年代中頃まででしょうが、どの地区本部も毎年のように反処分闘争、あるいは救援闘争を組織せざるを得なかったような状況です。デッチ上げでもなんでもやり得的に弾圧してくる。当局として訴訟も辞さない。不法行為が明らかになっても、省はその管理者を最後まで守る。はしごをはずすことはしない。これは見事なものです。

第四は、ひじょうに政治性が強いことです。特定局が一万七千局あるんですが、特定局長はほとんど自民党員です。地域に根付いているんですね。彼らは地域の「顔役」です。選挙でなりふりかまわず動くのも彼らです。全通は全国区で七〇〇八〇万、彼らは九〇〇一〇〇万です。全通との対決意識は彼らが一番強い。反マル生闘争の時も「郵政事業を守る〇〇会」をつくり、全通包囲の先兵となっています。

第五は、企業意識、公務員意識をテコとする思想攻撃です。訓練・研修も含めてたいへんな金と労力をつぎ込んでいます。これまたどこもいっしょだと思いますが、六〇年代は庁舎管理権、労務指揮権など就業規則を口実に職場規律、あるいはスト違法論を強調するものでしたが、現在は「郵政事業の危機」を前面に出し、「いっしょに事業を守ろう」というふうに突っ込んできており、小集団管理のなかで具体化されていることに最大の特徴があります。

職場支配が当局のねらい

最後に全通の労務管理全体の特徴について申し上げます。

冒頭申し上げた「経営管理」のなかで注目すべきことをいっています。行動科学用語を使っているんですが、「集団の機能には課題達成と集団維持という二つの機能がある」ということの強調です。言いかえると、組織の長たる管理者は、郵政事業の目標達成に努力するだけでなく、合わせて職員の仕事にたいする意欲、当局への帰属意識、職員間の連帯意識を強めねばならない、つまりわれわれのいう「組織強化」です。「部下の育成」ということも強調されています。われわれのいう活動家づくりですね。これらの内容は、他の管理者、職制向けのテキストでも強調されています。つまり、郵政の官僚は、事業目標達成と組織強化という二つの目的を非常にはっきりさせ、追求していると言えます。

そうしたなかでの特徴の第一は、職制支配の強化です。管理者の数はふえていますし、公労法の適用を受けない非適職員の数もふえ、合わせて約一割くらいに達しています。つまり三三万中三万が管理者で、その下に課長代理、主事、主任という職制があり、郵政「職員」の三人に一人くらいがなんらかの役職についていることになりました。当然、カネにからんできませんから、組合員もかなり揺さぶられているのが現状です。先ほど少しふれましたが、訓練・研修などで、もっとも力を入れているのが、主事・主任など職制層の思想教育であることも見逃すことのできないところだと思えます。

第二の特徴は賃金面からの支配です。職務給強化と特別昇給制度が二本の柱となっています。これが、職制支配をさらに強めるという構造です。

第三の特徴は全通の「体質改善」ということについてです。全通内部では以前から「全通無視」「全通敵視」と当局の姿勢を波及してきた流れがあります。しかし、当局の前提は「労働組合の存在はやむなし。むしろ必要」との割り切りです。その上でいかに、組合を当局ベースに引き込むか、丸抱えするかが六八年頃からの一貫した戦略です。労務政策にもそれがよくあらわれています。上の方では労使協議によって「合理化」に協力させ、職場では小集団管理によって職場闘争を排除、全通の「体質改善」をはかっているようにしているわけです。

「安定した労使関係」とか、「正常な労使関係」などという耳ざわりのよい「関係」を当局はつねに要求してきたわけですが、それは全通に階級闘争史観を放棄し、職場闘争をやらない組合になれということ以外ではなかったわけです。こうして全通そのものを同盟・J・C化、当局の第二労務部に変質させる、これが当局の一貫したねらいであるわけです。

「教育労働運動通信」の購読をすすめる

「教育労働運動通信」二号が発行された。日教組攻撃にたたかう教育労働者のパンフレットである。二号は次の内容からなっている。

巻頭言 闘争は組織力を反映する／八二秋年闘争の総括視点と八三国民春闘の大衆的高揚へ／青年部運動の前進にむけて／主任制度撤廃にむけて再反撃の方針を／神奈川における学習運動の経験／他資料

一号はすでに品切れ。情勢の把握と運動構築の視点のためにぜひご購読ねがいたい。教育労働者以外の仲間にもはげましを与えるものである。お申し込みは社会通信社まで。